

日本におけるインクルージョンの概念に関する考察

—特殊教育の歴史及び現状を背景として—

○松浦淳

熊井正之

(東北大学教育情報学教育部) (東北大学教育情報学研究所)

KEY WORDS: インクルージョン, 統合教育, 多文化教育

1. はじめに

1994年のユネスコによるサラマンカ宣言をきっかけとして、わが国でもインクルージョンに関する研究が多くなっている。しかしインクルージョンの概念についてはさまざまな意見があり、未だ合意が得られているとはいえない。そこで本報告では、統合教育の問題点、その他の背景となる思想や概念を示すことを通し、日本におけるインクルージョンがどのような概念であるべきかを明らかにすることを目的とした。

2. 統合教育とその問題点

1) 統合教育の概要

18世紀から20世紀半ばごろまで特殊教育は、福祉あるいは慈善事業として通常教育から分離した形で充実が図られた(小方, 2001)。20世紀半ばに社会全体のあり方を問う思想としてノーマライゼーションが登場し、ノーマライゼーションを実現するための障害を持つ人と持たない人との場の共有を教育の場で志向したものと統合教育が盛んになった(岸本, 2001)。

日本における統合教育は1970年代から盛んになり始めた(藤田, 1998)。しかし当時の文部省は養護学校の全県設置など特殊教育機関の数的拡充を重視しており、統合教育を支持する姿勢ではなかった。このため障害を持つ児童生徒への公的な支援体制を欠いたまま、従来の通常学級に障害を持つ児童生徒も在籍させる形で、現場の教師主導で日本の統合教育が進められた。これに対し当時から統合教育は障害を持つ児童生徒への支援体制を前提として通常学級の変革を通して進められるべきとする意見もあった(辻村, 1978)が、こうした意見は教育政策に反映されず、統合教育への取り組みが変化することはなかった。

また、分離教育は障害を「克服すべきもの」と否定的に認識しているとする分離教育批判も統合教育の背景にある(堀, 1997)。このため、当時の統合教育推進者の中には障害を持つ児童生徒の保護者による通常学級外の指導の要請に対し能力主義的として反論した例もあった(宮崎, 1998)。このように、統合教育は分離教育の否定形という性格の概念でもあった。

2) 統合教育の問題点

統合教育は、通常学級の変革を伴わなかったことや障害などの固有のニーズへの支援を欠いたことなどの、主に時代的背景から生じた実践上の問題、分離か統合かの単純な二元論に基づいていたという概念上の問題があったといえる。

3. インクルージョンに関係するその他の要素

1) ICIDH から ICF への変化とインクルージョン

ICIDH から ICF への変化は障害に関する国際的な認識の枠組みが包括的視点に立ったより柔軟なものへと変化したことを示している。またこの変化は障害に関する認識が個人モデルとその否定形としての社会モデルとの二者択一ではない包括的なものになったことを示している。社会全体における障害概念の変化は教育の分野にも影響力を持つべきと思われる。したがってインクルージョンは、ICFと同様の包括的かつ柔軟な構造を持った障害概念に基づく教育を実現しようとする方向性を持つべきである。

2) ピーター・ミットラーの主張

インクルージョンの背景には文化的マイノリティとマジョリティとの共生を意図とした多文化教育の考え方があり(田中, 1996)。多文化教育は主にアメリカにおいて多様な文化的・民族的背景を持

つ児童生徒に対する教育として発展したものであり、インクルージョンは多文化教育と同様に多様な児童生徒に対してそのニーズに応じた教育を提供し、共生を進めるものとなるべきである。

また、特殊教育機関の存続を支持する主張として木村・市田(1995)による「ろう文化宣言」がある。ろう文化宣言は聾学校が手話を母語とする聾者のコミュニティの再生産を担っていると指摘している。このような障害文化は聾者に限定されたものではなく、それらを尊重するためにも特殊教育機関の存在の安易な否定は慎まねばならない。

ピーター・ミットラー(2002)はインクルージョンを「すべての子どもがあらゆる範囲の教育的社会的機会に参加できることの保障を目標とした学校全体の変革過程」としてとらえている。この主張はインクルージョンの対象が障害を持つ児童生徒に限定されないことを示すものであると同時に、教育機会の領域を限定していない、つまり教育形態として特殊教育機関の存在を否定していないものであるといえる。

4. 日本におけるインクルージョンの概念について

1) 日本における議論について

近年の日本におけるインクルージョンの概念を巡る議論では、特殊教育機関および特殊学級の存在を認めるか否かの対立がみられる。しかし日本の通常学校の現状を考慮すると従来の特殊教育機関と通常学級との連携による教育サービスの提供を保障しつつ通常学級の教育対象を拡大することが現実的と思われる。統合教育の問題点やICFの性格から考えても、特殊教育は分離と統合の二者択一という単純な二元論に立脚するべきものではなく、各個人のニーズに応えられるよう多様な教育形態への就学が保障されなければならない。したがって、強硬なフル・インクルージョンはインクルージョンの概念として不適当であろう。

2) 日本におけるインクルージョンの概念

日本におけるインクルージョンとは、「従来の一斉教授から個に応じた教育へと向かう流れ」と「障害により分離していた教育を同じ場来实现しようとする流れ」とを合わせたものであり、ノーマライゼーションを学校において実現しようとするものである。また、ダンピングに終わることを防ぐためにさまざまな障害に対する必要な支援の提供を前提とする性格、分離か統合かという二元論から脱却し個人のニーズに応じた多様な教育形態への就学を実現しようとする性格、その中で通常学級の教育対象者を拡大しようとする性格を持っていることが望まれる。

3) インクルージョンの持つべき可能性

特殊教育の歴史的経緯における教育対象の拡大という特徴、また、人間の健康状態全体を捉える視野に立つようになった障害に関係する認識枠組みの変化が今後も重視されるならば、現在障害のある児童生徒に作られている個別的教育計画と同様のものが障害のない児童生徒にも公的・全国的に作成されるようになり、すべての児童生徒が共通の形式の中で個別性を認識されるようになることが予想される。このように考えたときインクルージョンは、障害を教育的ニーズの多様性の一環として扱うことにより、特別な教育的ニーズを障害を持つ児童生徒などの数的に少ない立場の児童生徒だけに認めるのではなくすべての児童生徒に特別な教育的ニーズを認める考え方に立つ教育を実現する可能性を持つ概念であるといえる。

(MATSUURA Jun KUMAI Masayuki)